

# 『事務主任』

## ※ 学校教育法施行規則

### 第46条

- 1 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。
- 2 事務長及び事務主任は、事務職員をもって、これに充てる。
- 3 事務長は、…（省略）
- 4 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

### 第47条

- 1 小学校においては、前3条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

◇ 市町村によっては「学校管理規則」にも「（その他の主任）として、学校に規定する主任等の他、必要に応じ校務を分担する主任等を置くことができる」と規定しているところもある。

また「学校管理規則」をうけて「事務主任の命課基準」を定めている自治体もある。  
基準の例として・・・

#### 1 命課要件

（1）事務主任としての職務遂行能力を有し、かつ、勤務成績が良好であると認められる者とする。

ただし休職中の者、長期療養者及び懲戒処分を受けた者を除く。

（2）在職年数

○年以上

#### 2 命課の時期

命課の時期は、毎年4月1日とする。

ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

#### 3 施行期日

この告示は○年○月○日より施行し、○年○月○日から適用する。

◇ 法的根拠の元に、財務会計の統括者を明確にするための任命が必要である。